

伊方原発をとめる会ニュース

2016年3月14日 NO.18

〒790-0003
松山市三番町 5-2-3 ハヤシビル3F
電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991
ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>
メール ikata-tomeru@nifty.com

3・11 集會に300名 大津地裁決定の意義共有しデモ行進

東京電力福島第1原発事故から5年となった3月11日夕刻、伊方原発をとめる会は、松山市駅前「坊っちゃん広場」で、「伊方原発の再稼働を許さない3・11集會」を開催。300人が参加しました。

集會で、薦田伸夫弁護士（伊方原発をとめる弁護団長）は、9日に大津地裁が関西電力高浜3、4号機の運転を差止めた仮処分決定

について、①福井だけでなく大津地裁でも再稼働を許さない裁判官が現われたこと。②基準地震動や活断層で、電力側が示した程度では安全といえないとしたこと。③避難計画が不十分と指摘したことへの3点に重要な意義があるとし、伊方の裁判勝利に全力を上げると語りました。

このほか、渡部寛志（福島から避難した農業者）、大野恭子（原発さよなら四国ネットワーク）、森口貴之（平和運動センター）、来島頼子（原発な

くす県民連）の各氏が発言しました。集會宣言は、原発再稼働は福島を忘れ、私たちに侮辱し傷つけており、「私たちの命と未来を救うために」伊方原発をはじめ、すべての原発を廃炉にすべきと宣言しました。

参加者は、工夫した横断幕やプラカードを掲げ、銀天街、大街道、県庁前をデモ行進し、NTT前で解散しました。



2016/3/11 坊っちゃん広場にて 中央は薦田伸夫弁護士

3/22 (火) 伊方原発運転差止訴訟第16回口頭弁論

原告は13:00、傍聴希望者は13:30松山地裁ロビーに集合。
15:40～報告集會 (R2番町ビル)

4/23 (土) 「伊方原発再稼働を許さない4・23in 松山」

会場：松山市堀之内城山公園／ゲスト：講談師 神田香織さん
13:00 開會、14:20 デモスタート、15:50 終了 (予定)



坊っちゃん広場で横断幕をもつ人々 (2016/3/11)



四国電力に申し入れ (2月12日)

伊方原発をとめる会は、2月12日、四国電力原子力本部で申し入れを行いました。当会から須藤昭男共同代表など計10名が参加し、四国電力からエネルギー広報グループリーダーの高橋嘉秀氏など2名が対応しました。

申し入れは、①水素爆ごう・水蒸気爆発などの重大な危険があり、免震重要棟などの事故対策も不備な伊方原発3号機の再稼働は断じて行わないこと。②伊方原発はただちに廃炉とすること—の2点です。やりとりでは、緊急時対策所が手狭で、福島原発事故の教訓を反映していないことを指摘しましたが、四電は手狭なまま、再稼働を強行しようとしています。

事前に出していた質問書への回答では、①安全限界(クリフエッジ)の数値を今回も示しませんでした。②活断層の存在を見る上で重要な段丘について、資料の不十分なことが明らかになりました。③制御棒について、実験では1560ガルまで挿入可能と回答しましたが、国内で記録されている2000ガル相当の地震動では、もはや挿入できないこと

もはっきりしました。使用済み核燃料の問題についても、きちんと答えることができず、ごまかしのコメントに終始しました。

2016年2月12日

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯勇人 様

〒790-0003 松山市三番町5-2-3 3F
伊方原発をとめる会
事務局長 草庭順一

申入書

周辺住民は原発に否定的な意見が多数であり、伊方原発の再稼働に住民合意が得られているわけではありません。住民防護は出来ておらず、避難計画は机上の空論であり人々は避難できません。

伊方沖の中央構造線活断層帯があまりに近いため、地震第一波の検知から第二波到着までの時間が短く、制御棒が間に合わない指摘されています。運転時と停止時の熱量の差は100対7とされ、制御棒が入らないと、福島事故の比ではない膨大な熱量の元での事故になります。

伊方原発3号機は、事故時の炉心溶融に伴う水素発生濃度が規制値の13%を超える可能性があり、水素爆轟(ばくごう: 強烈な爆発)の恐れが濃厚です。また、溶けた炉心を受けとめるコアキャッチャーがなく、水張りでしのぐため水蒸気爆発の危険も指摘されています。さらに、緊急時対策所が原子炉からわずか170mと近すぎることも深刻な事態です。

再稼働せず廃炉に向かう上でも、事故に備える必要があります。福島第一原発事故の際、4号機の使用済み核燃料が「燃焼」した場合の甚大な被害が危惧されました。事故当日、普段は水のない原子炉ウエルに貯めていた水が、たまたま燃料プールに流れ込んだことが救いであったとも分析されており、こうした偶然から福島は「現状の程度の被害で留まった」と見なければなりません。伊方には、ウラン燃料より危険なMOX燃料もあり、再稼働しない場合でも、事故への備えに手を抜くことは許されません。

福島原発事故では、事故の8カ月前に完成した「免震重要棟」なしに事故処理は考えられなかったとされています。吉田所長ほか「最大で600~500人が昼夜をたがわず」そこに詰めたとされています。ところが伊方原発では、免震重要棟の耐震性が不足し、新たな緊急時対策所は、建屋内面積わずか160平方メートル(約50坪)ほどの手狭なものです。600人が寝泊まりして作業できるようなものではありません。こうしたことから、下記の点を申し入れます。

記

(1) 水素爆ごう・水蒸気爆発などの重大な危険があり、免震重要棟などの事故対策も不備な伊方原発3号機の再稼働は断じて行わないこと。

(2) 伊方原発はただちに廃炉とすること。

以上



四電担当者へ申し入れを手渡す
須藤昭男さん(共同代表の一人)

「知事説明の欺瞞」指摘し再稼働同意撤回を申し入れ

1月13日、伊方原発をとめる会は、中村時広知事に対し「知事説明の欺瞞を許さず、『再稼働同意』の取り消しを求める申し入れ」を行いました。

中村知事は、昨年10月26日に伊方原発の「再稼働同意」を行うにあたって、「知事説明の全文2ページ」を新聞に掲載し、ホームページには「絶対に過酷事故を起こさせないとの決意」を記しています。その内容は、「欺瞞」に満ちており、深刻重大な原発事故を防ぐものとはなっておらず、また住民防護と避難対策もきわめて不十分なままです。

知事の欺瞞を打ち砕き、ただちに、再稼働同意を取り消すよう申し入れたものです。今回示した6点は、以下の通り。

①知事は伊方原発の地盤に関して「岩盤が強い」と記していますが、これは“欺瞞”です。地滑りの危険に「余裕がない」ことが四電資料からも読み取れます。

強い地震動で原子炉建屋等の地滑りは避けられません。

②知事が「おおむね1000ガルに対応」と言うのは、まさに“誇大広告”です。1000ガル程度の目標で「絶対に過酷事故を起こさせない」ことはできません。1000ガルを超え2000ガルに至るような強い地震の揺れに耐えられません。

③知事は自然エネルギーの技術ではエネルギー転換が「非常に難しい」と、“ごまかし”しています。

④知事は、津波問題や電源問題、制御棒が入らない危険などを“過小評価”しています。

⑤知事の態度は“住民無視”です。原発再稼働推進に偏った人物を委員会に重用し、再稼働反対あるいは公開討論会を求める住民署名を無視しました。

⑥知事の“責任逃れ”と、住民防護“欠落”と、“空疎な”避難計画です。

「日本と原発」リレー上映会

—自主上映そのものが脱原発運動—

昨年11月1日の大規模集会で呼びかけさせていただき、12月12日から3月3日まで、2ヶ月半におよんだ「日本と原発」リレー上映会が無事終了しました。

愛媛県内のより多くの人たちに見てもらいたい、いままでもあまり関心を持たなかった人たちにこそ見てもらいたい、真実を知ってもらいたい、という思いで始めたリレー上映会でしたが、年末年始の行事の多い時期でもあり、申し込みの出足は鈍かったのですが、矯風会松山シャロンの阪本さん、東温市の「日本と原発」を上映する会の平谷さんの12月半ばの上映会の申し込みを皮切りに、8市町（松山市、東温市、今治市、西条市、

新居浜市、四国中央市、砥部町、高松市）、28会場、31回、382人の参加者のリレー上映会となりました。

2月には、ほとんど毎日のように各地で上映会が行なわれ、配給元から借りていたDVDのリレーに、苦心する状況でした。

上映後は、参加した人たちから「初めて知った」「もっと早く見たかった」などの感想をいただきました。

2月29日に四国中央市妻鳥公民館で上映会を開催された「あたりまえの食卓」の近藤さんのお手紙を紹介します。

「季節がら、当日キャンセルなどもあり、9人の参加者でした。見終わった後もみんなで色々と話して、何か自分達にできることはないかな...と、それぞれ少しずつでも映画から感じたことをシェアしていこうと盛り上がりました。」

映画を制作した河合弘之弁護士の「自主上映そのものが脱原発運動になります」を実践できたようです。映画「日本と原発」は、すでにDVDが市販されています。また続編の映画「日本と原発4年後」も完成しています。当会でもまた上映会を企画したいと思っています。上映会にご協力くださった皆さまに改めてお礼を申し上げます。



大三島での上映会には20名が参加し
上映後も熱心に討論がかわされた（2016/3/3）

規制委に専門分野ごと申し入れ

伊方原発をとめる会は、2月23日、伊方原発について原子力規制委員会に書留郵便で申し入れ書を送付しました。

○更田豊志委員あて、—「免震重要棟」不備の伊方原発再稼働はあり得ない—

四国電力は、免震重要棟の耐震性が不足したまま、新たな緊急時対策所は、建屋内面積わずか160平方メートル(約50坪)ほどの手狭なもので再稼働をすすめるようとしています。福島原発事故の教訓を踏まえないものであり、2点を申し入れました。

①福島教訓である「十分な広さと機能を備えた免震重要棟」が不備のままの伊方原発は、きわめて危険な状態であり、ただちに是正させること。

②伊方原発を再稼働させず廃炉に向ける上でも、「十分な広さと機能を備えた免震重要棟」は必要であり、ましてや、これなしの再稼働など断じてあり得ない。

○石渡明委員あて、—伊方原発周辺の活断層調査を推量による判読で済ませてはならない—

12万年以降の活断層の検証において中位海成段丘は重要な指標です。しかし、四国電力は、伊方原発の東からJR串駅付近まで、中位の段丘は分布しないとされています。しかし、そ

の根拠は高さや地形から「判読」したにすぎず、実際「段丘堆積物」と「岩石学的特徴の記載記録」は存在しないままです。そのため、次の3点を申し入れました。

①四国電力に対し、推量に基づく「判読」ではなく、徹底した段丘の調査によって確実な証拠を示すよう要求してください。

②伊方原発から東のJR串駅までの範囲で、四国電力が高位段丘としている「H3段丘」は、高位段丘である確実な証拠がない現状であり、原子力規制委員会として徹底調査を行ってください。

③原子力規制委員会として、科学的事実に基づかないまま、活断層がないと断定しないでください。

○田中俊一委員長あて、—伊方3号機「工事計画」審査会合の非公開化は許されない—

2月18日の審査会合において、事務局が「今後は今回のような公開審査ではなく、事務レベルのヒアリング(非公開)で十分ではないかとの見解を示した」ことについて、「工事計画」審査会合の非公開化が取り沙汰されている状況は、傍聴の機会をなくし、メディアのチェック機能を奪い、まさに国民の耳目を塞ぐ危険な道につながるものと言わねばなりません。ついては、下記を申し入れます。

①伊方原発3号機の「工事計画」審査会合については、原子力規制委員会の委員同席のもと、引き続き公開すること。

ピストナーさんの書簡で「知事の欺瞞」より明白に

昨春秋、ドイツの原発規制を担う原子炉安全委員会のクリストフ・ピストナーさんが八幡浜で講演しました。同委員に、以下の質問を送ったところ、このほど返事がありましたので、そのやり取りを掲載します。

【当会事務局次長からピストナーさんへ】

ピストナー様

愛媛県の中村知事は10月26日、伊方原発の再稼働に了解を与えてしまいました。

その際、県民に向けた「知事説明」文書の中で、「自然エネルギーは理想だが、今の技術では出力も安定供給もコストの面でも非常に厳しい。ドイツは12兆円の国費を投入し10年以上かけて太陽光発電を進めたが、全電源における供給比率は数パーセント。買い取り価格が高く設定されたため電気料金が上昇し、国民が限界を訴えて2~3年前に買い取り価格を半減するという、やむをえない措置に転じた。」と記しています。ドイツの自然エネルギーへの転換が順調でないかのようによい県民に示し、原発の再稼働はやむを得ないと自身の判断を正当化しています。

ついては、①ドイツの全エネルギー量における、太陽光、バイオマス、風力などが占める割合について、②ドイツの自然エネルギー活用の展望について最新情報をお教えいただけませんか。

【ピストナーさんからの返事】

原子力と再生可能エネルギーの必要性をめぐる議論において、実情の認識が進まず、とりわけドイツの現状理解について大きな混乱が見られるのは、大変残念なことです。実は、関連する数値を見れば、本当のところはどうか極めて明らかなのですが。

ですから、ご質問いただいたふたつの点に関して、できるだけ正確にお答えできるようにしたいと思います。その際、ドイツ連邦政府の公式文書、すなわち連邦政府の助成を受けた再生可能エネルギーの将来性に

関する研究も参考資料としてあげておきます。

質問1について(ドイツの全エネルギー量における、太陽光、バイオマス、風力などが占める割合)

ドイツ経済エネルギー省によれば、2015年のドイツの総電力量は648TWh(6480億kWh)。

そのうち再生可能エネルギーは194TWh(1940億kWh)、すなわち全体の約30パーセントを占める。

194TWhの中でそれぞれのエネルギーが占める割合は次の通りである。

風力13.3% / 太陽光6.0% / バイオマス6.8% / 水力3.0% / 家庭ゴミ焼却0.9%

それに対し、原子力は92TWh(920億kWh)で、全体の14.1パーセントとなっている。

質問2について(ドイツの自然エネルギー活用の展望)

ドイツ連邦政府は、再生可能エネルギー推進目標として、次のような数字を掲げている。

2025年に総電力量の40~45パーセント

2035年に総電力量の55~60パーセント

2050年までに総電力量の少なくとも80パーセント

ト

ドイツ経済エネルギー省の数字によると、再生可能エネルギーが、最終消費量に占める割合は、1990年には2%だったのが、2014年には13.5%にまで増えた。

(参考資料は省略)



昨年10月来県時の写真等によるコラージュ

学習会「電力自由化と新たな電力」

2月13日、第1部、2部に分けて「電力自由化と新たな電力」の学習会を行いました。当日は、あいにくの悪天候でしたが、会場のコムズ大会議室は満員となり、四国の他県からの参加者もありました。

第1部では、大ーガス新電力事業室の青木正和室長を迎えて、電力自由化についての学習会を開催しました。（松山市の「坊っちゃん電力」は、日程不都合との理由で参加がありませんでした。）

経済産業省への登録を済ませた新電力は3月7日現在210社ですが、四国で利用できるのは13社、このうち地元企業は「大ーガス」です。大ーガスの青木さんは、新電力の仕組みと課題について話されました。私たちが新電力へ乗り換えることで、原発の電気を使わないで済む、地球に優しい再生可能エネルギーで生活することができる、再稼働を進める四電を懲らしめることができるという簡単な話ではないようです。

新電力の電気を購入しても、電線は一つで四電などの大手電力所有で、原発の電気も送電線の中で混ざり合い一緒に流れていて分離できない。新電力は、送電線の利用料を大手電力に払はなくてはならないが、「託送料金」が電気料金の3～4割をしめている。

新電力大手の日本ロジテック協同組合（東京）が電力事業から撤退を決めたように、現状では採算性も高くないそうです。

2020年4月からと言われている電力大手の送配電部門を発電部門から切り離す「発送電分離」が確実に実施されることを望みます。

また、新電力に払う電気料金の中にも「核燃料サイクル費用」「電源開発促進税」という原発費用が含まれているのも腹立たしいことです。

電力会社に電源構成の開示は義務づけられていない

ので、クリーンエネルギーかどうか、消費者は自分で確かめなくてはなりません。

青木さんは、まだまだ火力発電会社等からの購入が主だが、バイオマスなどの再生可能エネルギーの比率を増やしていこうとしていると語りました。



2016/2/13 コムズにて

第2部は広瀬隆さんのゲスト講演で始まりました。

昨秋の「STOP 伊方原発再稼働！ 11・1 全国集会 in 松山」で広瀬さんは、「4月からの電力自由化によって、私たち消費者が電力会社を選べるようになります。これは脱原発への大きなチャンスです。四電から買わなくていいんです。『原発を動かそうとしている電力会社との契約を破棄して、原発を使わない新電力へ移行しよう』という一大キャンペーンを展開すれば、大きな圧力になることは間違いありません。これは、勝てる闘いです。」と語っていました。

広瀬さんは、改めて「消費者が原発を使わない電力会社、新電力を選べる。電力自由化は、まさしく原発に対する住民投票だ。原発を動かして地獄の日本を選ぶのか、クリーンで安心して暮らせる日本を子孫に残すかの重大な選択だ」と訴えました。

講演後の質疑も多く関心の高さを示した学習会となりました。

「高知とヨーロッパ・小水力発電の現状」 学習会に参加して

高知県橋原町の小水力発電



2月6日に、高知市で開催された小水力発電の学習会に松山から参加させていただきました。

講師は地域小

水力発電株式会社の藤原和典さん。

小水力発電とは

小水力発電は山の上の川から水を主水路にとり、流水の力で発電し、下部の放水路からまた川へ戻す。また太陽光と違い湯水でなければ24時間発電するので、200kWの小水力発電の年間発電量は1000kWの太陽光発電量と同じである。

電力会社に売電するのと自家消費があるが、水力発電と地熱はベースロード電源なので、太陽光とちがいで電力会社は買うことになっている。

山間部の自治体などが取り組もうとしているが、目的は、人口減などで消滅しそうな地域の復活。

売電して収入を得ること、雇用の場の創出、地域資源による外貨獲得（水の6次産業化）、経済の域内循環の創出。

20kW以下の発電に経済性はない。

小水力発電の進め方

小水力発電は作るのに、1億円はかかる。地権者や水利権者（大きな川の河口付近は国、普通の川は県、もっと小さいな用水は市町村）の認可が必要だ。調査費用（数百万円かかる）。このとき地元の同意が必要。いろいろと困難を乗り越えていく。

馬路村

3月31日に馬路村の小水力発電所が発電を始める。ここは、話をしたら、村長が「村のためにいいことならやろう」と鶴の一声で決まった。145kW発電する。ほかに徳島の佐那河内村は、廃止していた昔の小水力発電施設を使った。45kW発電。

（向井公子）

第15回口頭弁論（1月19日）で 松尾さん、三家本さんが意見陳述



裁判所門前まで歩む原告と弁護団

1月19日、伊方原発運転差止訴訟の第15回口頭弁論が松山地裁で行われました。

この日、弁護団は準備書面56、57を陳述。準備書面56では、①原発事故が多数の住民の命を奪うもので、万が一にも発生させてはならないこと、②深層防護を徹底することは不可欠で、第4層、第5層に不備のある原発を再稼働することは許されないことを主張しました。

準備書面57は、水素爆轟（ばくごう）にかかわる滝谷紘一さんの意見書への四国電力の反論への再反論で、シリコニウムと水との反応による激しい水素爆発（爆轟という）の恐れを指摘し、四国電力の主張の誤りを指摘しました。

原告の意見陳述では、松山市の松尾京子さん（上）は、第2子の妊娠が判明したその晩、チェルノブイリ事故が子ども達に及ぼす影響と不安を綴った『まだまにあうのなら』という書物を読み、原発問題を考え始めるきっかけでした。当時居住の茨城県つくば市でも転居後の松山市でも原発をなくそうと活動してきました。

福島原発事故の起こった日の深夜、東京在住の長男によろやく電話がつながり、原発をとめられなかったことを謝ると、当時25歳の長男が「それはこれからの僕たちの責任でもあるんだよ」と語り、それまでは「原発は必要悪」と語っていた夫も今では「不必要悪だ!」と明言しているとのこと。

県議会を傍聴した時、「安倍首相の言質を取った」という報告を盾にして再稼働容認にひた走った県議会の様子を語り、原子力防災訓練の監視

活動では、三崎港で知事と副大臣がゆっくりと到着するまでの間、人々には放射能を防護用の合羽もマスクも支給しないお粗末振りであったことなどを詳細に指摘しました。最後に松尾さんは、アメリカンネイティブのホピ族の言葉も引用しつつ「子孫から借りている土地」に対して「大人は責任を負っている」と述べ、裁判官に伊方原発の運転差止の判決を求めました。

三家本（みかもと）美登里さんは、自宅から伊方原発が見える山口県上関町の住民です。再稼働が許されない理由を、三つ語りました。一つは、「核被害」の問題です。広島に生まれ育ち山口に移り住み被爆体験の継承活動に取り組んだ三家本さんは、原爆被害と「何歳まで生きられるのだろうか?」と語ったチェルノブイリの少女が重なると言います。二つには、地理的な位置関係です。上関町室津地区は伊方原発から40kmで、町内には伊方から30kmの八島、45kmの祝島という離島もあり、伊方原発の事故は上関の町民のいのちと暮らしに直結しているからです。三つめには、上関周辺の生態系が世界遺産に匹敵する貴重な価値をもつことです。上関には国の天然記念物であるカムリウミスズメが1年を通して生息しています。世界でたった1個体しか見つかっていない「ナガシマツボ」という貝など、環境省が絶滅危惧種と指定した42種類の貝類が上関の海域で確認されています。この「奇跡の海」を未来の子ども達に遺すためには、伊方原発は再稼働させてはならないと、最後に三家本さんは裁判官に強く訴えました。



（上）松尾京子さん

（左）三家本美登里さん

八幡浜での「住民投票条例請求」運動の報告

遠藤 綾（八幡浜市在住）

住民投票を求める署名行動（八幡浜市）



大城一郎市長が知事に会って、伊方原発3号機の再稼働を了承したのが昨年9月2日。市民にも議員にも「内容」を知らせないままの行動でした。市長の横暴に批判が広がり、「大事な問題は市長と一部の人で決めるのではなく、住民投票で決めるべき」との声が広がりました。

私たちは、住民の声を聴こうとする議員さんたちとともに、「住民投票を実現する八幡浜市民の会」をたちあげ、11月3日から12月2日にかけて住民投票を求める署名活動に取り組みました。多くの市民の協力があり、有効署名は9,939筆になりました。

1月中旬には正式に住民投票条例制定を請求し、1月28日に臨時市議会が開かれ、市長は「条例制定に反対」との意見を添えて「議案」を

提出しました。

請求代表者の遠藤綾と石橋久次議員は、市民の思いを語り、廃炉の場合の経済問題にもふれました。岩淵治樹議員と大山政司議員は市長の再稼働「了承」が市民無視であった事実を指摘。遠藤素子議員は住民投票の意義について語りました。

一方、住民投票に反対した西山一規議員らは、「選挙で選ばれた市長や議員が責任持って決めればよい」、「住民投票で市民に判断を仰ぐのは議員の責任放棄」などと強弁しました。採決結果は6:9の「賛成少数」で、「住民投票条例制定」の議案は否決されました。

住民投票は実現しませんでした。民主主義を守ろうとする議員と市民との連携が発展し、「どちらが民主主義をたいせつにする立場なのか？」鋭く問う契機になったと思います。2月末で「住民投票を実現する八幡浜市民の会」は終了し、新たな市民の会をスタートさせます。脱原発と市民の声が届く市政への転換をめざして共同を広げます。

東日本大震災の被災者と交流して5年

加藤俊生（石手寺住職、伊方原発をとめる会幹事）

スマトラ沖大地震の救援に行っていたので、津波の被害はある程度予想していましたが、現地を訪れたときには涙が次々と襲ってきました。何もかも剥ぎ取られた大地が延々と続いていたのです。そんな現地に行きたくても遠隔の地で何かができる、阪神震災の教訓から構想を立てました。

昼食を用意して愛媛に避難された被災者の方々に集まってもらうという計画です。難関は、どのようにして被災者に案内するかです。阪神震災の経験では、三年も経った頃に「愛媛の人は冷たいと言って主人は死にました」という葉書を受け取りました。何とかして被災者とコンタクトを取りたい。そのために案内書を公営団地に配りに行きました。また市役所や町役場を訪ねて、配ってもらうように頼みました。県にも、被災者の方々が集まれる工夫をしてほしいと要望しました。そして延べ50世帯、約150人が毎月入れ代わりつつ集ったのです。

被災者の第一声は「東北弁で話せて良かったべ」「あなたも大熊町ね」であり、次が「自主避難の私は参加資格がありますか」でした。また津波避難者の方は「戻ったが波がもう来た。おれは誰も助けちゃいねえ」と声を枯らしたのでした。また、「このことを他人事にしないでほしい」という切実な声は、賠償の請求や避難の正当性の要求になり、真相究明を含む裁判を起こすことになりました。

半年ごとに書いてもらった感想で私が感動したのは

「避難者として暮らして数ヶ月、この頃、中東の人々が国を追われた難民や、そのキャンプを思い出す。人事ではなく、自分自身にハッとする」でした。

今回この積み重ねられた文集は『人の痛み・この震災を転換点に』という本になります。その中で被災者連絡会の渡部寛志代表は、「(原発という)『誤り』を究明し、子孫たちに残すべき新たな社会をつくり出す時代(転換点)にすべきではないのか。だがそのためには、東日本大震災で生まれた『人々の痛み』を、多くの人々に知ってもらわなくてはならない。……その痛みを知る事が出来れば、今という時代に生きる自分という存在を見直すキッカケ(心の転換)になるだろう。そしてそれは、日本の社会を『人々の死と人々の苦しみを無駄にしない社会』へと作り変える力へと繋がっていくはずだ」と。是非新刊を手にとっというしよに考えたい。

被災者と語る加藤住職



「伊方原発をとめる会」は、伊方原発をとめて廃炉に向かわせるために、学び、裁判を支援し、イベントや申し入れ等々、行動し続けています。しかし残念ながら伊方原発3号機の再稼働が狙われています。再稼働することは人の命を危険にさらすことです。「伊方原発をとめる会」は、原発を再稼働させず、廃炉に向かわせることを叫び続けます。叫び続けるためには皆様方のカンパを必要としてい

ます。弁護団も、事務局員も無料奉仕です。黙っていることができない為です。

4月23日には、全国規模集会を松山で開催します。活動を強力に進める為に、会費（一口各：団体3000円、個人1000円、学生500円）とともに、カンパを送金して下さいをお願い申し上げます。

当面の日程

- 3月22日（火）第16回口頭弁論（松山地裁）
原告13時集合、一般13：30集合
- 4月23日（土）「伊方原発再稼働を許さない4・23 in 松山」堀之内 13:00
- 5月 3日（火）5・3憲法集会（県民文化会館）への出展
- 5月15日（日）堀之内での音楽イベントに協賛出展
- 5月31日（火）第17回口頭弁論（予定）

【カンパの振込先】 郵便振替

口座記号番号 01610-9-108485
加入者名 伊方原発をとめる会

編集後記

3月11日、東日本大震災愛媛県内被災者の手記が出版された。『人の痛みこの震災を転換点に 東日本大震災から5年、愛媛に避難した私たちの声』（創風社出版）

タイトル中の「転換点に」は、被災されたすべての人が人生においての転換点に立たされてしまったということ、この国自体も、これを機に変わらなければならないという二重の意味が込められている。さすがにこの国も3・11は、「転換点」なるだろうと思ったのだが、政府と電力会社は、原発事故の教訓から何も学ぼうとしない、被災者の無念さ、悲しみに思いをいたさない。事故など無かったかのように、原発再稼働に突き進む。

それを阻止できない私たちの悔しさと力不足を嘆いていたところに、朗報が入ってきた。高浜原発3、4号機の運転を差し止めた3月9日の大津地裁決定である。さっそく翌日には稼働していた3号機の停止作業にはいった。司法の判断にそれほどの効力があるとは驚いた。勇気を得た判決だった。

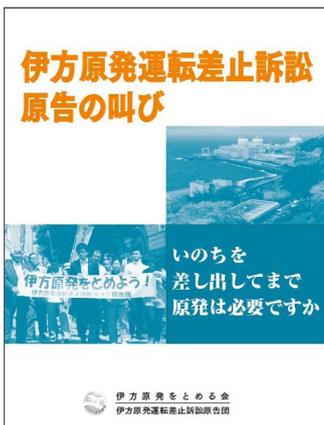
私たちの伊方原発運転差し止め訴訟にも影響はあると思いたい。また、3月11日には、広島地裁に広島・長崎の原爆被害者を中心とした人たちが伊方原発運転差し止めを起訴した。3号機の差し止めを求める仮処分も申請したという。仲間が増えたことも力づけられた。松山地裁の裁判官達にも勇気をもって運転差し止めの判決を早く出してもらいたいものだ。



原告意見陳述を収めたブックレット

『伊方原発運転差し止め訴訟 原告の叫び —いのちを差し出してまで原発は必要ですか—』

第10回口頭弁論



までの意見陳述をまとめた冊子です。ご注文は、伊方原発をとめる会事務局へ、電話、FAX、電子メールでお申込みください。（冊子に振替用紙を同封します。送料と振替手数料をご負担ください。）

A5判 150頁 定価 500円

発行 伊方原発をとめる会

伊方原発運転差し止め訴訟原告団

『人の痛みこの震災を転換点に 東日本大震災から5年、愛媛に避難した私たちの声』

注文は、事務局でも取り扱っています。